

2020年（令和2年）7月27日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2019年（令和元年）11月15日付けで諮問された、「藤沢市役所昭和40年～60年雇用名簿の写し（根拠法令 労働基準法9条, 15条, 107条）」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

「藤沢市役所昭和40年～60年雇用名簿の写し（根拠法令 労働基準法9条, 15条, 107条）」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2019年（令和元年）11月8日付けで行った行政文書公開拒否決定処分について、実施機関は、本件処分を取消し、本件請求の趣旨に合致すると認められる行政文書の公開について、改めて諾否の決定をすべきである。

## 2 事実

- (1) 審査請求人は、2019年（令和元年）11月1日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市役所昭和40年～60年雇用名簿の写し（根拠法令 労働基準法9条, 15条, 107条）」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同月8日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開を拒否する理由〉

労働基準法に基づく昭和40年から60年の雇用名簿については記録が残っておらず、作成されていたとしても、労働基準法第109条に規定されている保存年限の満了により廃棄されており、不存在であるため。

- (3) 審査請求人は、同月12日付けで、実施機関に対し、本件処分の再考及び本件請求に係る文書の探索を求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同月15日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の再考及び本件請求に係る文書の探索を求めるというものである。

#### (2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

3, 600名人事管理を名簿作成なく業務遂行は社会通念上あり得ない。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

#### (1) 本件処分を行った理由

実施機関が本件処分を行った理由は、2事実(2)〈公開を拒否する理由〉に記載のとおりである。

#### (2) 審査請求の理由への反論

審査請求人は本件審査請求の理由の中で、「3, 600名人事管理を名簿作成なく業務遂行は社会通念上あり得ない」と主張するが、昭和40年から60年当時に雇用名簿を作成せずに業務遂行していたか否か自体、記録が残っていないため不明であり、仮に当時作成されていたとしても、現存する文書は残っておらず、確認ができないため、審査請求人の主張には理由がなく、認容できるものではない。

以上のことから、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 5 審査会による調査

当審査会は、条例第22条第4項の調査権限に基づき、実施機関に対し調査を

行った。

(1) 調査事項

本件請求の対象文書となり得る行政文書の存否について

(2) 調査結果

ア 調査の過程の中で、実施機関が、本件請求に係る請求書（条例施行規則第1号様式）（以下「請求書」という。）の「請求に係る行政文書の内容」欄の記載とは異なる内容で、本件請求の対象となる文書を特定し、不存在を理由とする本件処分を行ったことが判明した。

イ さらに、実施機関において、本件請求内容に係る昭和40年から昭和60年当時の、職員個人の採用から退職までの経歴等をまとめた文書を管理していることが判明した。

ウ 実施機関が、当該文書を対象文書として特定しなかった理由は、本件請求の受付時に、審査請求人から本件請求の趣旨を聞き取り、その結果、審査請求人の意図する行政文書は、該当する年度において、どの課にどのような職員が配属されていたのかが、一見してわかる一覧のようなものであると判断したため、職員個人について作成された当該文書を対象とせず、本件処分を行ったとのことであった。

エ 条例第10条に基づく行政文書公開請求の手続きにおいては、請求受付の段階で、公開請求を行う者が求める行政文書が、請求書に記載された内容と異なることが明白である場合、実施機関は、請求書の補正を指示しなければならない。仮に、請求を行う者が、この補正の指示に従わないのであれば、現に請求書に記載されたとおりの内容について、諾否の決定が行われなければならないものである。

## 6 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張、調査等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「藤沢市役所昭和40年～60年雇用名簿の写し（根拠法令労働基準法9条、15条、107条）」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、労働基準法に基づく昭和40年から60年の雇用名簿については記録が残っておらず、作成されていたとしても、労働基準法第109条

に規定されている保存年限の満了により廃棄されており、不存在であるとして、本件処分を行った。

しかしながら、当審査会による調査の結果、実施機関が、請求書の「請求に係る行政文書の内容」欄の記載とは異なる文書である職員配置一覧表を、本件請求の対象となる文書と特定し、不存在を理由とする本件処分を行ったことが判明した。

さらに、本件請求の対象となり得る行政文書が別に存在することが確認されたため、実施機関は、本件処分を取消し、本件請求の趣旨に合致すると認められる行政文書の公開について、改めて諾否の決定をすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 別 紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2019. 11. 1	行政文書公開請求受付
11. 8	行政文書公開拒否決定処分
11. 12	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
11. 15	実施機関から審査会へ諮問書の提出
12. 6	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
12. 11	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付
2020. 3. 30	審議
6. 22	審査会による調査 審議
7. 27	答申

第18期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2020年2月1日～2022年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 青木 孝	弁護士
河合 秀樹	弁護士
田中 則仁	神奈川大学経営学部国際経営学科教授
中畷 慶子	弁護士

◎会長 ○職務代理者